

●香川県監査委員公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成23年9月6日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 香川県監査委員 | 仲 | 山 | 省 | 三 |
| 同 | 鍋 | 嶋 | 明 | 人 |
| 同 | 綾 | 田 | 福 | 雄 |
| 同 | 黒 | 島 | | 啓 |

- 1 監査対象部局 土木部
- 2 監査対象年度 平成22年度
- 3 監査の概要

| 監査対象機関 | 監査年月日 |
|--------------|------------|
| 高松港管理事務所 | 平成23年8月9日 |
| 西讃土木事務所 | 平成23年8月16日 |
| 中讃土木事務所 | 〃 |
| 長尾土木事務所 | 〃 |
| 高松土木事務所 | 〃 |
| 下水道課 | 平成23年8月19日 |
| 技術企画課（工事検査室） | 〃 |
| 建築課（建築指導室） | 〃 |
| 土木監理課（用地対策室） | 平成23年8月22日 |
| 都市計画課 | 〃 |
| 河川砂防課 | 〃 |
| 道路課 | 平成23年8月23日 |
| 港湾課 | 〃 |
| 住宅課 | 〃 |

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入事務について

(ア) 証紙収納について、消印及び証紙収納簿への登記が遅れていたものがあったので、適正に行う必要がある。（西讃土木事務所）

(イ) 証紙を貼付した申請書に、月別の通し番号を記入しておく必要がある。また、広告物許可申請については、証紙収納簿への記載を適正に行う必要がある。（西讃土木事務所）

(ウ) 現金受払簿の金額を、修正液で訂正していた。また、現金受払簿の支払者名等の記載が誤っていた。（中讃土木事務所）

- (エ) 公園施設の管理経費について、転記ミスによる算定誤りがあったので、正しい額を徴する必要がある。(高松土木事務所)
- (オ) 証紙による収納について、全ての申請書の日付欄を空欄のまま受理していたものや、何日分かまとめて証紙収納簿を処理したため収納の日付順になっていないものなどがあった。証紙の収納は、申請書の提出があったとき、直ちに行う必要があるので、適正に処理する必要がある。(高松土木事務所)
- (カ) 行政財産の目的外使用料について、調定伺書と実際の調定の日が異なっているものがあった。(下水道課)

イ 支出事務について

- (ア) 県内旅費が支給されていないものがあった。また、県内旅費、県外旅費について、出張日から3か月～12か月支払が遅れているものがあった。(中讃土木事務所)
- (イ) 単価契約している印刷代について、発注伺の品名や数量の記載がないものが散見された。(高松土木事務所)
- (ウ) 県内旅費が支給されていないものがあった。(建築課)
- (エ) システム開発サーバのリース期間満了後不要となった電話回線について、利用休止の手続が3か月程度遅れ、利用していない期間の利用料を支払っていた。(土木監理課)

ウ 契約事務について

- (ア) 工事に伴う土地賃貸借契約において、首標金額を訂正した契約を締結していた。(西讃土木事務所)
- (イ) 椋川ダム建設事務所の消防設備業務委託について、契約書又は仕様書に委託内容をより明確に記載する必要がある。(高松土木事務所)
- (ウ) 随意契約に係る委託契約について、契約内容を公表する必要があるにもかかわらず、公表していないものがあった。(下水道課)
- (エ) 前年度監査において委託契約に係る仕様書が実態に即していないので見直す必要がある旨口頭指導していたが、改善されていなかった。(下水道課)

エ 物品管理について

公用車を廃車し、車体を売却したにもかかわらず、廃棄に係る事務手続ができていなかった。(長尾土木事務所)

(3) 検討指示事項

廃道敷及び廃川敷が相当数見られることから、その実態を的確に把握し、計画的な管理及び処分の推進に努める必要がある。(道路課・河川砂防課)